

行政

【行政区及び体制の変遷】

○明治維新後当初、吉川6万石は明治2年6月から明治4年7月まで藩主吉川経健が藩知事として統治に当たった。明治4年7月14日廃藩置県が命ぜられ、山口県域には山口、豊浦、岩国、清末の4県が設置されたが、境域は変わらず余田は岩国県の管轄にあった。同年11月15日、4県が統合せられて今日の山口県となり、中央政府から県令が派遣され中野梧一（旧幕臣）が大参事（後に県令）に任ぜられ、初代の地方長官となった。

明治5年には全国的に庄屋・名主などの名称が廃され、戸長・副戸長の名称に統一された。大区小区制が実施され、県下を21大区、127小区（後に266に改定）に区画した。余田村は第4大区第6小区となり、第4大区会議所が柳井津土手町に設けられ、小区の事務所には戸長を置き戸長役場と呼び、明治11年の「郡区町村制」まで事務処理を続けていた。

○初代戸長 長尾 三輔

○第六小区（余田村）戸長

- ・長尾 三輔 （明治8年免）
- ・山本 八郎衛門（自明治8年 至明治10年）
- ・相川 宗平 （明治10年）
- ・桂 軍一 （自明治10年 至明治12年）

○明治11年、政府は郡区町村編成法を公布し、大小区制は廃された。郡の下に町村を置き、町村に戸長を置くとともに戸長役場を設けることとした。

余田はこの明治11年から12年5月までの間、新庄村古開作村と合併して新庄村に戸長役場を置いたが、同6月からは分離して余田村戸長役場とした。

○余田村戸長

- ・桂 軍一 （自明治10年 至明治12年）
- ・長尾 三輔 （自明治12年 至明治14年）
- ・平井 孫介 （自明治15年 至明治21年）

○明治21年4月25日以降は村長と改名する。

○明治11年5月、町、村会議員が選出される。選挙人資格は男子20歳以上の戸主、その町村に不動産をもち、本籍を置いて1年以上居住した者。被選挙人資格も同じ。

○余田村村会議員（明治12年5月13日）

- ・中村幸兵衛・岡村清助・平井孫介・長光文左衛門・平岡吉之丞・嬉広助・池中広八
- ・平井八重治・林軍治・広川伊八・小村幸吉・河村友三郎・森末松三郎

○当時の村勢（明治16年調査）

余田村 【戸長役場位置】小平尾 【戸数】453戸 【人口】2,237人
【戸長役場職務取扱費】97円99銭3厘

○明治22年4月1日市制町村制が施行せられ、戸長役場は町村役場と改称された。山口県下は1区3町630村から1市4町223村に統合整理せられたが、余田村の村域に変更はなかった。

○余田村村長

- ・初代 平井 清作 (自明治22年6月8日、至明治24年6月27日)
- ・2代 岡田 亀太郎 (自明治24年7月8日、至明治29年12月18日)
- ・3代 平井 清作 (自明治30年1月19日、至明治32年2月15日)
- ・4代 中村 逸太郎 (自明治32年2月25日、至明治36年2月4日)
- ・5代 長尾 三輔 (自明治36年3月14日、至明治37年2月23日)
- ・6代 河村 斎 (自明治37年3月24日、至明治39年8月2日)
- ・7代 平井 浦祐 (自明治39年8月24日、至明治40年2月16日)
- ・8代 中村 逸太郎 (自明治40年3月19日、至明治44年3月18日)
- ・9代 河村 斎 (自明治44年4月14日、至明治45年3月16日)
- ・10代 平井 清作 (自明治45年3月27日、至大正2年2月4日)
- ・11代 平井 周治 (自大正2年6月2日、至大正2年12月22日)
- ・12代 長尾 三輔 (自大正3年3月7日、至大正4年12月11日)
- ・13代 中村 逸太郎 (自大正4年12月28日、至大正8年12月27日)
- ・14代 長尾 唯一 (自大正9年2月16日、至大正12年9月3日)
- ・15代 広川 徳十郎 (自大正12年11月14日、至昭和2年11月13日)
- ・16代 中村 太郎治 (自昭和2年12月7日、至昭和6年12月6日)
- ・17代 広川 徳十郎 (自昭和6年12月19日、至昭和10年12月18日)
- ・18代 中村 太郎治 (自昭和10年12月19日、至昭和13年10月31日)
- ・19代 広川 徳十郎 (自昭和13年11月18日、至昭和16年3月5日)
- ・20代 平井 久保 (自昭和16年4月18日、至昭和20年4月17日)
- ・21代 平井 久保 (自昭和20年4月18日、至昭和21年6月3日)
- ・22代 中村 梅生 (自昭和21年6月4日、至昭和21年12月11日)
- ・23代 中本 武夫 (自昭和22年4月10日、至昭和26年4月4日)
- ・24代 嬉 憲一 (自昭和26年4月24日、至昭和29年3月30日)

○併せて町村会議員選出の制度が新しくなり、選挙人資格は男子満25歳以上、その町村に2年以上在住して町村費を納め、直接国税を2円以上納入する者となった。明治22年の村会議員選挙では有権者中の投票率94.6%と柳井地域で抜きんでて高かった。余田地区の選挙投票率は戦後に下っても高く、政治に関心の高い土地柄であるといえる。

【租税完納塔】



○余田公民館のそばに建つ「租税完納塔」は広島国税局と山口県とが建立したもので、昭和25年10月21日除幕式が行われた。これは村をあげて租税の完納を37か年も続けた余田村の功績を顕彰したものである。

○昭和25年当時の余田村は、戸数436戸、人口約2,100人の純農村で、前年度の税負担額は1戸あたり約14,000円であった。

○この塔が建立され得た意義と価値は式中に述べられた式辞及び祝辞に縷々著されている。

『式辞』

本日ここに官民各位多数のご臨席を賜りまして余田村の表彰式を挙行するに当り一言御挨拶を申し上げる機会を得ましたことは私の最も欣快とす

るところであります思うに終戦以来早くも五年の歳月を経過しましたが変転極まりない国際情勢の中にも国家再建の礎石は着々と固められておりシャウプ勧告に基づく六百億の減税実現や海外貿易の復活或は国民待望の講話条約の早期締結の見通し等内外共に日本の前途は希望と明るさに満ち満ちてゐるのであります

しかしながらこれを国家財政の面について考へますとまだまだ困難な問題を数多く含んでいるのであります

殊に歳入の六割を占める租税の問題については終戦を契機とする経済界の変動、社会秩序の混乱、及び国民生活の緊迫化に伴ふ思想道義の低下等が一般納税思想に著しい影響を及ぼしこのため租税の滞納は年々全国的に増加の一途を辿り経済再建の大きな癌となっており、この俛で推移すれば折角実現をみた六百億円の減税も実質的には水泡と歸し、ひいては国民生活の向上改善も望むことができないものと考えられるのであります



【昭和25年10月21日租税完納塔除幕式】

このため当局としてもこのような現状を是正するために一部の悪質な滞納者に対しては止むを得ず強硬手段を取らざるを得ない現況にあるのであります

このときにあたり納税の義務をよく自覚し、租税の国家財政に及ぼす重要性を認識して三十七年間の長きにわたり完納を続けられた余田村の業績は誠に賞賛に価するものであり

且つ最も進歩的な民主的税制の一つである申告納税制度を他にさきがけて完全に実践せられた全国でも稀にみる納税優良村としてその存在は当局の大きな誇りであり、又広く他の範となすべきものでありますその状況について申しますと国税地方税を通じて大正三年以降今日まで引続き三十七年間、毎年完納の成績を挙げておりこれを昭和二十四年度分申告所得税についてみますと納税人員三百三十四名に対し、納税額は四百五十四万円であり決して楽ではないのでありますがそれにも拘わらず全村完納の実を挙げていられるのであります

この長年にわたる完納の美挙は一つに村当局と村民各位が明確な租税観念と旺盛な納税意欲の下に、なみなみならぬ努力を盡された結果でありまして当局として深く敬意を表する次第であります

御承知のとおり財政収支の均衡は日本経済の復興安定と自立のため租税収入は是が非でも確保されなければならないのであります

国税は明年度予算案において相当大巾な減税が見込まれているのでありますが地方税は今までに比べかなり増額となっておりますので今後も税の負担は決して楽なものではなく国民生活における荊棘の道は相当長く続くものと考えられますが何卒村民各位におかれましては納税について一層の御協力を御願い致しますとともに今後ともこの輝く業績を維持せられるよう念願して本日ここに租税完納塔を建立しその偉業をとこしえに顕彰致す次第で御座います

清秋の佳き日いささか所感を述べて式辞と致します

昭和二十五年十月二十一日

広島国税局長

松田 文藏』

『祝辞

（前略）なお承りますれば大正二年に僅か一人の滞納があったのみで、これがなかつたとすれば当村は明治二十二年以来実に六十二ヶ年完納の歴史を有したことになるとのことでありまして、かようなことは全国一万有余の市町村のうちにもおそらくは、その類例があるまいと存する次第であります。（後略）

昭和二十五年十月二十一日

国税庁長官 高橋 衛』

○この塔について昭和60年頃当時の柳井税務署総務課長が由来を調査したとの記事が「税のしるべ」（（一財）大蔵財務協会発行の機関紙）昭和60年7月22日発行号にある。

『（前略）村民は、古来義理人情に厚く温厚。

享保2年（1717年）、大凶作で各地に年貢不納の百姓一揆が起こったが、余田村は

これに参加せず、万難を排して年貢を完納、また明治初年の地租改正で金納制度になってからも、依然として完納を続けたなどの事実が、これを裏付けている。

特に、大正3年以来、実に37年間の長期間にわたり、幾多の困難を踏み越えて、全村こぞって租税完納を継続させた。

同村（当時の村長・中本武夫氏、収入役・長尾博文氏、税務主任・山田松一氏）のこの美挙に対し、25年10月、国と県から表彰状が贈られた。

（中略）

では、例のグイ呑みは？

当時の村長、中本武夫氏の発案で、塔の建立を記念し、杯をつくって酒一合を付けて全戸436戸（人口2,100人）に配布、全村あげて祝ったというシロモノ。

今回の“取材”に対し、中本氏は「予算として当時の金で一万円を税務署からもらったと記憶している」と懐かしそうに語ったという。

グイ呑みの外側は、南天の葉をあしらった絵の中に「三十七年間租税表彰記念 余田村」、内側には租税完納塔を描き「昭和二十五年建設」の字句があざやかに印されている。

塔と杯——そこには余田村民の血と汗の結晶が横たわっている。』

○塔に彫り込まれた字は当時の税務主任山田松一氏によるもので、昭和51年に余田地区社会福祉協議会が設置した説明板の起草も同氏による。

【市町合併】

（市史より）昭和28年9月、町村合併促進法の公布を契機として、柳井町においても周辺の所村と合体して、市制を施行する機運が急速に高まってきた。当初の合併の呼びかけは新庄村・余田村・伊保庄村・阿月村・大畠村・日積村・伊陸村・平郡村に対し行われたが、各村内にそれぞれ事情があり、まずは柳井町・余田村・新庄村・日積村・伊陸村の5ヵ町村で合併協議を進める運びとなった。

○当時の町村勢

- | | |
|----------------|------------|
| ・人口 余田村：2,186人 | 新市：34,503人 |
| ・戸数 余田村：431戸 | 新市：4,852戸 |

○当時の三役

- ・村長 嬉 憲一
- ・助役 森友 武
- ・収入役 長尾 博文

○余田村内でも、5ヵ町村合併協議に参画する以前には田布施方面との合併案も含め種々の意見が戦わされたというが、昭和29年3月31日、5ヵ町村が合併し、柳井市が誕生した。